

令和4年第4回東広島市議会定例会

議

案

令和4年12月

目 次

承認案第 1 4 4 号	専決処分の承認について……………	1
同意案第 1 4 5 号	東広島市白市財産区管理委員の選任の同意について……………	4
議案第 1 4 6 号	東広島市と広島県との間における行政不服審査会事務の事務委託に関する規約の変更に関する協議について……………	6
議案第 1 4 7 号	広島縣市町総合事務組合理約の変更に関する協議について……………	9
議案第 1 4 8 号	財産の取得について……………	1 2
議案第 1 4 9 号	調停の申立てについて……………	1 4
議案第 1 5 0 号	公の施設の指定管理者の指定について……………	1 7
議案第 1 5 1 号から議案第 1 5 8 号まで	公の施設の指定管理者の指定について……………	1 9
議案第 1 5 9 号	公の施設の指定管理者の指定について……………	2 2
議案第 1 6 0 号	公の施設の指定管理者の指定について……………	2 4
議案第 1 6 1 号	公の施設の指定管理者の指定について……………	2 6
議案第 1 6 2 号	請負契約の締結について……………	2 8

議案第 1 6 3 号	請負契約の締結について……………	3 0
議案第 1 6 4 号	請負契約の変更について……………	3 2
議案第 1 6 5 号	請負契約の変更について……………	3 4
議案第 1 6 6 号	地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴 う関係条例の整備について……………	3 6
議案第 1 6 7 号	職員の給与に関する条例等の一部改正について……	6 7
議案第 1 6 8 号	東広島市手数料条例の一部改正について……………	7 5
議案第 1 6 9 号	東広島市消防団員の定員、任免、服務等に関する 条例の一部改正について……………	7 9

承認案第144号

専決処分の承認について

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により議会の承認を求める。

令和4年12月5日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

(提案理由)

令和4年7月20日、東広島市立御菌宇小学校において、同校の職員が草刈りを行った際、使用していた草刈機が石を跳ね飛ばし、隣接する施設の駐車場に駐車していた普通自動車に当たり、当該普通自動車の前部等を損傷した事故があり、損害賠償の額を定めることについて、議会を招集する時間的余裕がないと認め専決処分をしたので、この処分について報告し、その承認を求めるものである。

(根拠法令)

地方自治法

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。－略－

③ 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

専 決 処 分 書

損害賠償の額を次のとおり定めることについて、議会を招集してその議決を経る時間的余裕がないので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分をする。

令和4年10月21日

東広島市長 高 垣 廣 徳

損害賠償の額 98万3,340円

同意案第145号

東広島市白市財産区管理委員の選任の同意について

東広島市白市財産区管理委員に次の者を選任することについて、東広島市白市財産区管理会条例（平成14年東広島市条例第8号）第3条の規定により、議会の同意を求める。

令和4年12月5日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

住 所 東広島市

氏 名 竹 谷 正 信

(提案理由)

東広島市白市財産区管理委員吉井正文氏が令和4年9月30日をもって辞職したため、その後任の委員の選任について、議会の同意を求めるものである。

(根拠条例)

東広島市白市財産区管理会条例

第3条 委員は、財産区の区域内に引き続き3か月以上住所を有する者で、東広島市の議会（以下「市議会」という。）の議員の被選挙権を有するもの（一略一）のうちから、市長が市議会の同意を得て選任する。

議案第146号

東広島市と広島県との間における行政不服審査会事務の事務委託に関する規約の変更に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第2項の規定により、東広島市と広島県との間における行政不服審査会事務の事務委託に関する規約（平成28年広島県告示第221号）を別紙のとおり変更することに関し、広島県と協議することについて、同条第3項において準用する同法第252条の2の2第3項本文の規定により、議会の議決を求める。

令和4年12月5日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

(提案理由)

個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）の一部改正により、令和5年4月1日から同法が地方公共団体に対し適用されることに伴い、規約における委託事務の範囲に係る規定について所要の規定の整備を行うため、東広島市と広島県との間における行政不服審査会事務の事務委託に関する規約の変更に関し、広島県と協議することについて、議会の議決を求めるものである。

(根拠法令)

地方自治法

第252条の2の2

- 3 第1項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。－略－

第252条の14

- 3 第252条の2の2第2項及び第3項本文の規定は前2項の規定により普通地方公共団体の事務を委託し、又は委託した事務を変更し、若しくはその事務の委託を廃止する場合に、同条第4項の規定は第1項の場合にこれを準用する。

別紙

東広島市と広島県との間における行政不服審査会事務の事務委託に関する規約の一部を改正する規約

東広島市と広島県との間における行政不服審査会事務の事務委託に関する規約（平成28年広島県告示第221号）の一部を次のように改正する。

第1条中「東広島市個人情報保護条例（平成13年東広島市条例第6号）」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」に改める。

附 則

この規約は、令和5年4月1日から施行する。

議案第147号

広島県市町総合事務組合同規約の変更に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、広島県市町総合事務組合同規約（昭和35年指令地第803号）を別紙のとおり変更することに関し協議することについて、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

令和4年12月5日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

(提案理由)

広島県市町総合事務組合が、広島県水道広域連合企業団から事務を受託することを目的として、広島県市町総合事務組合同規約の変更に関し協議することについて、議会の議決を求めるものである。

(根拠法令)

地方自治法

第286条 一部事務組合は、これを組織する地方公共団体（一略）の数を増減し若しくは共同処理する事務を変更し、又は一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。－略－

第290条 第284条第2項、第286条（一略）及び前2条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

別紙

広島県市町総合事務組合同規約の一部を改正する規約

広島県市町総合事務組合同規約（昭和35年指令地第803号）の一部を次のように改正する。

第14条を第15条とし、第5章中同条の前に次の一条を加える。

（事務の受託）

第14条 組合は、別表第2の左欄の事務について、広島県及び広島県内の市町が組織する一部事務組合及び広域連合から地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定において準用する同法第252条の14第1項の規定による事務の委託の申出がなされたときは、これを受託することができる。

附 則

この規約は、令和5年1月1日から施行する。

議案第148号

財産の取得について

財産を次のとおり取得することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和49年東広島市条例第125号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和4年12月5日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

1 財産の表示

- (1) 所在 東広島市高屋町杵原1264番1ほか5筆
- (2) 種別 土地
- (3) 地目 宅地及び公衆用道路
- (4) 面積 6,489.71平方メートル

2 取得価格

4億6,053万5,033円

3 相手方

東広島市西条栄町10番35号
広島中央農業協同組合
代表理事組合長 河 野 孝 行

(提案理由)

東広島市高屋西地域センター・高屋中央保育所複合施設の用に供する土地を買い入れるに当たり、その取得の予定価格が2,000万円以上で、かつ、面積が5,000平方メートル以上であるため、議会の議決を求めるものである。

(根拠条例)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならぬ財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

議案第149号

調停の申立てについて

次のとおり調停を申し立てることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

令和4年12月5日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

1 相手方

2 申立ての趣旨

(1) 本市は、相手方らに対し、

の土地（以下「本件各土地」という。）上の建築物その他工作物等一式及び竹木土石等一式（以下「本件建築物等」という。）を収去し、又は撤去して本件各土地を明け渡すことを求める。

(2) 本市は、相手方らに対し、相当額の補償金を支払う。

3 申立ての理由

本市は、東広島都市計画事業八本松駅前土地区画整理事業の施行者として、相手方らに対し、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第98条第1項の規定により、令和元年8月9日付け仮換地指定通知をもって、本件各土地を従前地とする仮換地を指定した。

本件各土地には相手方が所有する本件建築物等が存しており、当該事業を施行するためには、本件建築物等の除却及び本件各土地の明渡しが必要である。

このため、本市は、相手方らと本件各土地の明渡し及び本件建築物等の除却に要する費用等の補償に係る協議を行いたいが、相手方らは、これに応じていないため。

4 管轄裁判所

東広島簡易裁判所

(提案理由)

健全な市街地の造成を図るために行う東広島都市計画事業八本松駅前土地区画整理事業において、土地の明渡しを求めるとともに、当該土地に存する建築物等の除却に要する費用等を補償する旨の調停の申立てをすることについて、議会の議決を求めるものである。

(根拠法令)

地方自治法

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(12) 普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起（一略）、和解（一略）、あつせん、調停及び仲裁に関すること。

議案第150号

公の施設の指定管理者の指定について

東広島市コミュニティ活動施設設置及び管理条例（昭和55年東広島市条例第25号）に基づき設置された河内田・馬場台会館の管理を指定管理者に行わせるため、次のとおり指定管理者の指定をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和4年12月5日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び指定管理者として指定を受けるもの

指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称	指定管理者として指定を受けるもの	
	名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地
河内田・馬場台会館	河内田自治会 会長 岡部 和浩	東広島市八本松町原34 25番地1

- 2 指定期間

令和5年4月1日から令和13年3月31日まで

(提案理由)

河内田・馬場台会館の管理を指定管理者に行わせるため、指定管理者の指定をすることについて、議会の議決を求めるものである。

(根拠法令)

地方自治法

第244条の2

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

議案第151号から議案第158号まで

公の施設の指定管理者の指定について

東広島市地域センター条例（平成22年東広島市条例第41号）に基づき設置された地域センターの管理を指定管理者に行わせるため、次のとおり指定管理者の指定をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和4年12月5日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

議案番号	指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称	指定管理者として指定を受けるものの名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地	指定期間
151	東広島市平岩地域センター	平岩住民自治協議会 会長 金本 省二 東広島市西条町寺家10520番地12	令和5年4月1日から令和10年3月31日まで
152	東広島市三永地域センター	三永まちづくり協議会 会長 池溝 康雄 東広島市西条町下三永10927番地1	令和5年4月1日から令和10年3月31日まで
153	東広島市原地域センター	原自治協議会 会長 金山 達郎 東広島市八本松町原3561番地	令和5年4月1日から令和10年3月31日まで
154	東広島市八本松地域センター	八本松住民自治協議会 会長 土久岡 章治 東広島市八本松南二丁目1番1号	令和5年4月1日から令和10年3月31日まで
155	東広島市東志和地域センター	東志和小学区住民自治協議会 会長 金原 壽弘 東広島市志和町志和東3887番地1	令和5年4月1日から令和10年3月31日まで
156	東広島市小谷地域セン	小谷小学校区市民協働まちづくり協議会	令和5年4月1日から令和10年3

	ター	会長 中野 正 東広島市高屋町小谷5560番地	月31日まで
157	東広島市久 芳地域セン ター	久芳住民自治協議会 会長 門 義明 東広島市福富町久芳1545番地1	令和5年4月1日 から令和10年3 月31日まで
158	東広島市河 内地域セン ター	自治組織「you愛sunこうち」 会長 横山 英樹 東広島市河内町中河内1205番地	令和5年4月1日 から令和10年3 月31日まで

(提案理由)

地域センターの管理を指定管理者に行わせるため、指定管理者の指定をすることについて、議会の議決を求めるものである。

(根拠法令)

地方自治法

第244条の2

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

議案第159号

公の施設の指定管理者の指定について

東広島市市民体育施設設置及び管理条例（昭和55年東広島市条例第5号）に基づき設置された東広島市市民体育施設の管理を指定管理者に行わせるため、次のとおり指定管理者の指定をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和4年12月5日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び指定管理者として指定を受けるもの

指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称	指定管理者として指定を受けるもの	
	名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地
福富多目的グラウンド	株式会社陸地コンサルタント 代表取締役 佐々木 仁志	東広島市西条大坪町8番27号

- 2 指定期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

(提案理由)

福富多目的グラウンドの管理を指定管理者に行わせるため、指定管理者の指定をすることについて、議会の議決を求めるものである。

(根拠法令)

地方自治法

第244条の2

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

議案第160号

公の施設の指定管理者の指定について

東広島市市民体育施設設置及び管理条例（昭和55年東広島市条例第5号）に基づき設置された東広島市市民体育施設の管理を指定管理者に行わせるため、次のとおり指定管理者の指定をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和4年12月5日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び指定管理者として指定を受けるもの

指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称	指定管理者として指定を受けるもの	
	名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地
河内スポーツアリーナ	入野自治組織『篁の郷』	東広島市河内町入野50
入野区民グラウンド	会長 堀内 勇壯	24番地12

- 2 指定期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

(提案理由)

東広島市市民体育施設の管理を指定管理者に行わせるため、指定管理者の指定をすることについて、議会の議決を求めるものである。

(根拠法令)

地方自治法

第244条の2

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

議案第161号

公の施設の指定管理者の指定について

東広島市市民体育施設設置及び管理条例（昭和55年東広島市条例第5号）に基づき設置された東広島市市民体育施設及び東広島市コミュニティスポーツ広場設置及び管理条例（昭和55年東広島市条例第28号）に基づき設置された東広島市コミュニティスポーツ広場の管理を指定管理者に行わせるため、次のとおり指定管理者の指定をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和4年12月5日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び指定管理者として指定を受けるもの

指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称	指定管理者として指定を受けるもの	
	名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地
河内市民グラウンド	自治組織「you愛sunこうち」	東広島市河内町中河内1205番地
河内発祥園コミュニティスポーツ広場	会長 横山 英樹	

- 2 指定期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

(提案理由)

東広島市市民体育施設及び東広島市コミュニティスポーツ広場の管理を指定管理者に行わせるため、指定管理者の指定をすることについて、議会の議決を求めるものである。

(根拠法令)

地方自治法

第244条の2

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

議案第162号

請負契約の締結について

令和4年度小学校施設整備事業東西条小学校長寿命化改良及び増築工事（建築）の請負契約を次のとおり締結することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和49年東広島市条例第125号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和4年12月5日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

1 契約の目的

令和4年度小学校施設整備事業東西条小学校長寿命化改良及び増築工事（建築）

2 契約の方法

条件付一般競争入札

3 契約金額

11億2,912万8,000円

4 契約の相手方

広成・平原特定建設工事共同企業体

代表構成員 広島市東区上大須賀町1番1号

広成建設株式会社

代表取締役社長 半 田 真 一

構 成 員 東広島市西条土与丸四丁目2番48号

平原建設株式会社

代表取締役 大 武 麻吏那

(提案理由)

令和4年度小学校施設整備事業東西条小学校長寿命化改良及び増築工事(建築)の請負契約を締結するに当たり、その予定価格が1億5,000万円以上であるため、議会の議決を求めるものである。

(根拠条例)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

議案第163号

請負契約の締結について

令和4年度小学校施設整備事業東西条小学校長寿命化改良及び増築工事（電気）の請負契約を次のとおり締結することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和49年東広島市条例第125号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和4年12月5日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

1 契約の目的

令和4年度小学校施設整備事業東西条小学校長寿命化改良及び増築工事（電気）

2 契約の方法

条件付一般競争入札

3 契約金額

2億4,632万9,468円

4 契約の相手方

広島市東区二葉の里一丁目1番42号

日本電設工業株式会社 中国支店

支店長 前 原 広 之

(提案理由)

令和4年度小学校施設整備事業東西条小学校長寿命化改良及び増築工事(電気)の請負契約を締結するに当たり、その予定価格が1億5,000万円以上であるため、議会の議決を求めるものである。

(根拠条例)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

議案第164号

請負契約の変更について

令和2年6月30日議決第152号により議決を経た令和2年度土木施設災害復旧事業・農業用施設災害復旧事業安芸津地区災害復旧工事（2-1）の請負契約を次のとおり変更することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和49年東広島市条例第125号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和4年12月5日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

「3 契約金額 9億1,019万5,000円」を「3 契約金額 9億4,688万9,900円」に改める。

(提案理由)

令和2年度土木施設災害復旧事業・農業用施設災害復旧事業安芸津地区災害復旧工事(2-1)の請負契約について、工事の内容の一部を変更する必要があるため、請負契約金額を変更することについて、議会の議決を求めるものである。

(根拠条例)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

議案第165号

請負契約の変更について

令和3年9月16日議決第124号により議決を経た令和3年度八本松駅前土地
区画整理関連公共事業八本松地区調整池整備工事の請負契約を次のとおり変更する
ことについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（
昭和49年東広島市条例第125号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和4年12月5日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

「3 契約金額 7億8,907万4,000円」を「3 契約金額 8億5,76
9万4,200円」に改める。

(提案理由)

令和3年度八本松駅前土地区画整理関連公共事業八本松地区調整池整備工事の請負契約について、工事の内容の一部を変更する必要があるため、請負契約金額を変更することについて、議会の議決を求めるものである。

(根拠条例)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

議案第166号

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備について

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように定める。

令和4年12月5日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(職員給与に関する条例の一部改正)

第1条 職員給与に関する条例(昭和49年東広島市条例第11号)の一部を次のように改正する。

第5条第9項を削る。

第5条の2第1項を次のように改める。

地方公務員法第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、前条第3項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第5条の3第1項中「(再任用職員を除く。)」を削る。

第6条第1項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第2項中「より職員」の右に「(60歳を超える職員を除く。以下この項において同じ。)」を加え、

同条第3項中「55歳を超える」を「56歳から60歳までの」に改め、同条中第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 60歳を超える職員の第2項の規定による昇給は、第1項に規定する期間における当該職員の勤務成績が特に良好である場合に該当する場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、2号給とすることを標準として規則で定める基準に従い決定するものとする。

第7条中「その者」を「当該職員」に改める。

第13条第1項第1号中「以下」の右に「この項から第3項までにおいて」を加え、同項第2号中「以下」の右に「この条において」を加え、同条第2項第1号中「算出したその者」を「算出した当該職員」に改め、「相当する額（以下」の右に「この号及び次項において」を加え、同号ただし書中「以下」の右に「この号及び第3号において」を加え、「その者」を「当該職員」に改め、同項第2号ただし書中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第3号中「その者」を「当該職員」に改め、同条第3項中「交通機関等（以下」を「交通機関等（第1号及び次項において）」に、「。以下」を「。第1号及び次項において」に改め、同項第1号中「算出したその者」を「算出した当該職員」に改め、同号ただし書中「以下」の右に「この号において」を加え、「その者」を「当該職員」に改める。

第16条第1項中「場合は」を「場合には」に改め、同条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第4項中「（第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削り、「場合は」を「場合には」に改め、同条第5項中「場合は」を「場合には」に改める。

第23条第2項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第3項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第24条第1項中「この条」を「この項から第3項まで」に、「その者」を「当該職員」に改め、同条第2項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第25条の2第1項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則に次の8項を加える。

- 9 当分の間、職員の給料月額、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第12項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第5条第3項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第8項、第6条及び第7条の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。
- 10 育児短時間勤務職員等に対する前項の規定の適用については、同項中「
とする」とあるのは、「
」に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。
 - 11 附則第9項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。
 - (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員
 - (2) 職員の定年等に関する条例（昭和59年東広島市条例第15号）第9条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間（同項又は同条第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第6条に規定する職を占める職員
 - (3) 職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（同条例第2条に規定する定年退職日において附則第9項の規定が適用されていた職員を除く。）
 - 12 地方公務員法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第14項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第9項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基

礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(規則で定める職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、附則第9項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

1.3 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第5条第5項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第5条第5項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

1.4 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(附則第9項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第12項に規定する職員を除く。)であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

1.5 附則第12項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第9項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

1.6 附則第9項から前項までに定めるもののほか、附則第9項の規定による給料月額、附則第12項の規定による給料その他附則第9項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第1再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準
	給料月額	給料月額							
	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900	

別表第2再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間

勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額
	241,500	253,200	257,300	288,600	305,100	319,200	342,800

(職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第2条 職員の分限の手續及び効果に関する条例（昭和49年東広島市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第1条中「いう。）」の右に「第27条第2項及び」を加え、「（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する職員を除く。以下同じ。）」を削り、「及び休職」を「、休職及び降給」に改める。

第5条を第6条とし、第4条を第5条とし、第3条を第4条とする。

第2条第1項中「第28条第1項第2号の規定に該当するものとして職員」の右に「（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する職員を除く。以下この条及び次条において同じ。）」を加え、同条を第3条とする。

第1条の次に次の1条を加える。

(降給の種類)

第2条 降給の種類は、降格（職員（職員の給与に関する条例（昭和49年東広島市条例第11号）第5条第1項に規定する給料表（以下「給料表」という。）のうちいずれかの給料表の適用を受ける者をいう。以下同じ。）の意に反して、当該職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。）及び降号（職員の意に反して、当該職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。以下同じ。）並びに法第28条の2第1項に規定する降給（同項本文の規定による他の職への転任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなつた場合において、降格することをいう。）とする。

附則を第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の2項を加える。

(経過措置)

- 2 職員の給与に関する条例附則第9項の規定の適用を受ける職員に対する第2条の規定の適用については、当分の間、同条中「とする」とあるのは、「並びに職員の給与に関する条例附則第9項の規定による降給とする」とする。
- 3 職員の給与に関する条例附則第9項の規定の適用を受ける職員には、規則の定めるところにより、同項の規定により給料月額が異動することとなつた旨の通知を行うものとする。

(職員の懲戒に関する条例の一部改正)

第3条 職員の懲戒に関する条例（昭和49年東広島市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第3条中「6月以下」の右に「の期間、その発令の日に受ける」を、「給料」の右に「及びこれに対する地域手当の合計額」を、「基本報酬」の右に「及びこれに対する地域手当に相当する報酬の合計額。以下同じ。」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料及びこれに対する地域手当の合計額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

(職員の定年等に関する条例の一部改正)

第4条 職員の定年等に関する条例（昭和59年東広島市条例第15号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 定年制度（第2条―第5条）
- 第3章 管理監督職勤務上限年齢制（第6条―第12条）
- 第4章 定年前再任用短時間勤務制（第13条・第14条）
- 第5章 雑則（第15条）

附則

第1章 総則

第1条中「）第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3」を「。以

下「法」という。)第22条の4第1項及び第2項、第22条の5第1項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7」に改め、同条の次に次の章名を付する。

第2章 定年制度

第3条中「60年」を「65年」に改める。

第4条第1項中「次の各号のいずれかに該当する」を「次に掲げる事由がある」に改め、「認めるときは」の右に「、同条の規定にかかわらず」を加え、「その職員に」を「当該職員に」に、「その職員を当該」を「当該職員を当該定年退職日において従事している」に、「引き続いて」を「、引き続き」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（同条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職（第6条に規定する職をいう。以下この条及び次章において同じ。）を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該定年退職日まで当該異動期間を延長した場合であつて、引き続き勤務させることについて市長の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

第4条第1項第1号中「その」を「当該」に改め、「により」の右に「生ずる欠員を容易に補充することができず」を加え、「とき」を「こと」に改め、同項第2号中「、その」を「、当該」に、「よる」を「より生ずる」に、「できないとき」を「できず公務の運営に著しい支障が生ずること」に改め、同項第3号中「その業務」を「当該業務」に、「特別な」を「特別の」に、「その職員」を「当該職員」に、「とき」を「こと」に改め、同条第2項中「前項の事由」を「前項各号に掲げる事由」に、「存する」を「ある」に改め、「得て、」の右に「これらの期限の翌日から起算して」を加え、同項ただし書中「その」を「当該」に改め、「定年退職日」の右に「（同項ただし書に規定する職員にあつては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）」を加え、同条第3項中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同条第4項中「任命権者は」の右に「、第

1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について」を加え、「第1項の事由が存しなくなった」を「第1項各号に掲げる事由がなくなった」に、「その期限を繰り上げて退職させることができる」を「当該期限を繰り上げるものとする」に改める。

本則に次の3章を加える。

第3章 管理監督職勤務上限年齢制

(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、職員の給与に関する条例(昭和49年東広島市条例第11号)第21条第1項の管理職手当を支給される職とする。

(管理監督職勤務上限年齢)

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等(以下この章において「他の職への降任等」という。)を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

- (1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任(降給を伴う転任に限る。)(以下この条及び第10条において「降任等」という。)をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力(次条第3項において「標準職務遂行能力」という。)及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等を行うこと。
- (2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。
- (3) 当該職員の他の職への降任等を行う際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員(以下この号において「上位職職員」という。)の他の職への降任等

もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

(管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例)

第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。）で延長された当該異動

期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

- 3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であつて、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。
- 4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。
- 5 前2項の規定により特定管理監督職群を占める職員のうちいずれをその異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めたまま勤務させ、又は当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任す

るかは、任命権者が、人事評価の結果、人事の計画その他の事情を考慮した上で、公正に判断して定めるものとする。

(異動期間が延長された管理監督職に組織の変更等があった場合)

第10条 前条第1項又は第2項の規定により異動期間が延長された管理監督職を占める職員が、組織の変更等により当該管理監督職の業務と同一の業務を行うことをその職務の主たる内容とする他の管理監督職を占める職員となる場合は、当該他の管理監督職を占める職員は、当該異動期間が延長された管理監督職を引き続き占めているものとみなす。

(異動期間の延長等に係る職員の同意)

第11条 任命権者は、第9条第1項から第4項までの規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

(異動期間の延長事由が消滅した場合の措置)

第12条 任命権者は、第9条第1項から第4項までの規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

第4章 定年前再任用短時間勤務制

(定年前再任用短時間勤務職員の任用)

第13条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条及び次条において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条及び次条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

- 2 前項の規定による採用（以下この条において「定年前再任用」という。）を行うに当たっては、法第13条に定める平等取扱いの原則及び法第15条に定める任用の根本基準の規定に違反してはならない。
- 3 年齢60年以上退職者が法第52条第1項に規定する職員団体の構成員であったことその他法第56条に規定する事由を理由として定年前再任用に関し不利益な取扱いをしてはならない。
- 4 任命権者は、定年前再任用を行うに当たっては、あらかじめ、定年前再任用をされることを希望する者に定年前再任用を行う職に係る職務の内容その他の規則で定める事項を明示し、その同意を得なければならない。当該者が第1項の規定により採用されるまでの間に当該事項の内容を変更する場合も、同様とする。

第14条 任命権者は、前条第1項本文の規定によるほか、組合（市が加入する地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項の一部事務組合及び広域連合をいう。）の年齢60年以上退職者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。

- 2 前項の場合においては、前条（第1項本文を除く。）の規定を準用する。

第5章 雑則

（雑則）

第15条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附則に次の2項を加える。

（定年に関する経過措置）

- 3 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

（情報の提供及び勤務の意思の確認）

- 4 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。以下この項において同

じ。)が年齢60年に達する日の属する年度の前年度(以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。)(情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員(異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員(以下この項において「末日経過職員」という。))を除く。)にあつては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあつては、当該職員の異動等の日が属する年度(当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度)において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第5条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年東広島市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用された者を除く。)」を削り、同項第3号中「地方公務員法」の右に「(昭和25年法律第261号)」を加え、同項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

(特別職の職員等の給与、旅費等に関する条例の一部改正)

第6条 特別職の職員等の給与、旅費等に関する条例(平成元年東広島市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者」を削り、同条第4項第3号中「地方公務員法」の右に「(昭和25年法律第261号)」を加える。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第7条 職員の育児休業等に関する条例（平成4年東広島市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。第9条第3号において同じ。）を延長された管理監督職を占める職員

第9条に次の1号を加える。

(3) 職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職員

第18条第1項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

（職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第8条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年東広島市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項」に、「第28条の5第1項に」を「第22条の4第1項に」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第3条第1項ただし書及び第2項ただし書、第4条第2項、第12条第1項第1号並びに第18条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

（職員の再任用に関する条例の廃止）

第9条 職員の再任用に関する条例（平成13年東広島市条例第2号）は、廃止する。

（公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正）

第10条 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年東広島市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用される職員を除く。）」を削り、同項第3号中「地方公務員法」の右に「（昭和25年法律第261

号)」を加え、同項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

（東広島市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

第11条 東広島市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年東広島市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第28条の5第1項」を「第22条の2第1項第2号に掲げる職員及び法第22条の4第1項」に改め、「及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員」を削る。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次条及び附則第14条の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

第2条 第4条の規定による改正後の職員の定年等に関する条例（以下「新定年等条例」という。）第13条第4項（新定年等条例第14条第2項において準用される場合を含む。）及び附則第6条第5項（附則第7条第3項、第8条第3項及び第9条第3項において準用される場合を含む。）の規定による採用の手続は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、これらの規定により行うことができる。

（給与に関する経過措置）

第3条 第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（以下「新給与条例」という。）附則第9項から第16項までの規定は、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

第4条 暫定再任用職員（附則第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下この条、附則第15条及び第18条において同じ。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が新給与条例第5条の2第1項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下この条において「定

- 年前再任用短時間勤務職員」という。)であるものとした場合に適用される新給与条例第5条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条第3項に規定する当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。
- 2 育児短時間勤務（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務（同法第17条の規定による短時間勤務を含む。）をいう。）をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年東広島市条例第号）第8条の規定による改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第2項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。
 - 3 附則第8条第1項若しくは第2項又は第9条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される新給与条例第5条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条第3項に規定する当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、第8条の規定による改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例（附則第17条において「新勤務時間条例」という。）第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
 - 4 暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第23条第3項及び第25条の2第1項の規定を適用する。
 - 5 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第13条第2項及び第16条第2項の規定を適用する。
 - 6 新給与条例第24条第1項の職員に暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再

任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年東広島市条例第 号）附則第6条第1項若しくは第2項、第7条第1項若しくは第2項、第8条第1項若しくは第2項又は第9条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（次号において「暫定再任用職員」という。））」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。

7 前各項に定めるもののほか、暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員の給与に関し必要な事項は、規則で定める。

（勤務延長に関する経過措置）

第5条 任命権者は、施行日前に第4条の規定による改正前の職員の定年等に関する条例（以下「旧定年等条例」という。）第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧定年等条例勤務延長期限（同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。）が施行日以後に到来する職員（以下この項において「旧定年等条例勤務延長職員」という。）について、旧定年等条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、新定年等条例第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、市長の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧定年等条例勤務延長職員に係る旧定年等条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

2 任命権者は、基準日（施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新定年等条例定年（新定年等条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新定年等条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧定年等条例第3条に規定する定年）を超える職（基準日における新定年等条例定年が新定年等条例第3条に規定する定年である職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新定年等条例第4条第1項若しくは第2項の規定、令和3年改

正法附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新定年等条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧定年等条例第3条に規定する定年）に達している職員（当該規則で定める職にあっては、規則で定める職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

- 3 新定年等条例第4条第3項から第5項までの規定は、第1項の規定による勤務について準用する。

（定年退職者等の再任用に関する経過措置）

第6条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日（以下この条から附則第9条までにおいて「特定年齢到達年度の末日」という。）までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧定年等条例定年（旧定年等条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）（施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧定年等条例定年に準じた当該職に係る年齢。次条第1項において同じ。）に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日前に旧定年等条例第2条の規定により退職した者

(2) 旧定年等条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は前条第1項の規定により勤務した後退職した者

(3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前2号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者

(4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用（令和3年改正法による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。）又は暫定再任用（この項若しくは次項、次条第1項若しくは第2項、附則第8条第1項若しくは第2項又は附則第9条第1項若しくは第2項の規定により採用することをい

- う。次項第6号において同じ。)をされたことがある者
- 2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新定年等条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。
- (1) 施行日以後に新定年等条例第2条の規定により退職した者
- (2) 施行日以後に新定年等条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者
- (3) 施行日以後に新定年等条例第13条第1項の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者
- (4) 施行日以後に新定年等条例第14条第1項の規定により採用された者のうち、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者
- (5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者
- (6) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者
- 3 暫定再任用（前2項の規定により採用することに限る。以下この条において同じ。）を行うに当たっては、新地方公務員法第13条に定める平等取扱いの原則及び新地方公務員法第15条に定める任用の根本基準の規定に違反してはならない。
- 4 退職者等（第1項各号及び第2項各号に掲げる者をいう。）が新地方公務員法第52条第1項に規定する職員団体の構成員であったことその他新地方公務員法第56条に規定する事由を理由として暫定再任用に関し不利益な取扱いをしてはならない。
- 5 任命権者は、暫定再任用を行うに当たっては、あらかじめ、暫定再任用をされ

ることを希望する者に暫定再任用を行う職に係る職務の内容その他の規則で定める事項を明示し、その同意を得なければならない。当該者が第1項の規定により採用されるまでの間に当該事項の内容を変更する場合も、同様とする。

6 第1項若しくは第2項に規定する任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、第1項若しくは第2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。

7 暫定再任用職員（第1項又は第2項の規定により採用された職員をいう。以下この条において同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新の直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の能力評価及び業績評価の全体評語その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。

8 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

第7条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、新定年等条例第14条第1項に規定する組合（以下次項及び附則第9条において「組合」という。）における前条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧定年等条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、組合における同項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新定年等条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、前条第3項から第8項までの規定を準用する。

第8条 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第6条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある

者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新定年等条例第13条第1項に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧定年等条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧定年等条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧定年等条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。次条第1項において同じ。）に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第6条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新定年等条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新定年等条例定年をいう。次条第2項及び附則第13条において同じ。）に達している者（新定年等条例第13条第1項の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第6条第3項から第8項までの規定を準用する。

第9条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第6条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧定年等条例定年相当年齢に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時

間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第6条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新定年等条例定年相当年齢に達している者（新定年等条例第14条第1項の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第6条第3項から第8項までの規定を準用する。

（令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢）

第10条 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

2 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧定年等条例第3条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。

（令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢）

第11条 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に

設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が同項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧定年等条例定年に準じた同項に規定する職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員)

第12条 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（附則第6条から第9条までの規定が適用される間における各年の4月1日（施行日を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新定年等条例定年が基準日の前日における新定年等条例定年を超える職とする。

(1) 基準日以後に新たに設置された職（短時間勤務の職を含む。）

(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含む。）

2 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年等条例定年に達している者とする。

3 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、第1項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年等条例定年に達している職員とする。

(定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

第13条 任命権者は、基準日（令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この条において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新定年等条例定年相当年齢が基準日の前日における新定年等条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職（基準日における新定年等条例定年相当年齢が新定年等条例第3条に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の規則で定める短時間勤務の職（以下この条において「新定年等条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新定年等条例第13条第1項に規定する年齢60年以上退職者となった者（基準日前から新定年等条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以

後に退職をした者を含む。)のうち基準日の前日において同日における当該新定年等条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新定年等条例定年相当年齢に達している者(当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める者)を、新定年等条例第13条第1項又は第14条第1項の規定により採用することができず、新定年等条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新定年等条例第13条第1項又は第14条第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)のうち基準日の前日において同日における当該新定年等条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新定年等条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員(当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める定年前再任用短時間勤務職員)を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

(令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢)

第14条 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は、年齢60年とする。

(暫定再任用職員についての外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の適用に関する経過措置)

第15条 暫定再任用職員に対する第5条の規定による改正後の外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例第2条第2項の規定の適用については、同項第1号中「任期を定めて任用される職員」とあるのは、「任期を定めて任用される職員(地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項若しくは第2項又は第5条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員を除く。)」とする。

(暫定再任用短時間勤務職員についての職員の育児休業等に関する条例の適用に関する経過措置)

第16条 暫定再任用短時間勤務職員は、新地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなして、第7条の規定による改正後の職員の育児休業等に関する条例第18条第1項の規定を適用する。

(暫定再任用短時間勤務職員についての職員の勤務時間、休暇等に関する条例の適用に関する経過措置)

第17条 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなし

て、新勤務時間条例の規定を適用する。

（暫定再任用職員についての公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の適用に関する経過措置）

第18条 暫定再任用職員に対する第10条の規定による改正後の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第2条第2項の規定の適用については、同項第1号中「任期を定めて任用される職員」とあるのは、「任期を定めて任用される職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項又は第5条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員を除く。）」とする。

（暫定再任用短時間勤務職員についての東広島市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の適用に関する経過措置）

第19条 暫定再任用短時間勤務職員は、新地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなして、第11条の規定による改正後の東広島市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第3条の規定を適用する。

(提案理由)

地方公務員法の一部改正に伴い、職員の定年の年齢の引上げ等に関し必要な事項を定め、60歳を超える職員の給与の取扱いを定めるとともに、その他所要の規定の整備を行うため、この条例案を提出するものである。

(根拠法令)

地方自治法

第204条

- ② 普通地方公共団体は、条例で、前項の者に対し、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（一略一）、へき地手当（一略一）、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、災害派遣手当（一略一）又は退職手当を支給することができる。
- ③ 給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

第204条の2 普通地方公共団体は、いかなる給与その他の給付も法律又はこれに基づく条例に基づかずには、これをその議会の議員、第203条の2第1項の者及び前条第1項の者に支給することができない。

地方公務員法

第22条の4 任命権者は、当該任命権者の属する地方公共団体の条例年齢以上退職者（条例で定める年齢に達した日以後に退職（一略一）をした者をいう。以下同じ。）を、条例で定めるところにより、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（一略一）に採用することができる。一略一

第22条の5 地方公共団体の組合を組織する地方公共団体の任命権者は、前条第

1 項本文の規定によるほか、当該地方公共団体の組合の条例年齢以上退職者を、条例で定めるところにより、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。

第24条

5 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める。

第27条

2 職員は、この法律で定める事由による場合でなければ、その意に反して、降任され、又は免職されず、この法律又は条例で定める事由による場合でなければ、その意に反して、休職され、又は降給されることはない。

第28条

3 職員の意に反する降任、免職、休職及び降給の手續及び効果は、法律に特別の定めがある場合を除くほか、条例で定めなければならない。

第28条の2 任命権者は、管理監督職（地方自治法第204条第2項に規定する管理職手当を支給される職員の職及びこれに準ずる職であつて条例で定める職をいう。以下この節において同じ。）を占める職員でその占める管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達している職員について、異動期間（一略）（一略）に、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職（以下この項及び第4項においてこれらの職を「他の職」という。）への降任又は転任（一略）をするものとする。一略

2 前項の管理監督職勤務上限年齢は、条例で定めるものとする。

4 第1項本文の規定による他の職への降任又は転任（以下この節及び第49条第1項ただし書において「他の職への降任等」という。）を行うに当たつて任命権者が遵守すべき基準に関する事項その他の他の職への降任等に関し必要な事項は、条例で定める。

第28条の5 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、条例で定めるところにより、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（一略）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

(1) 当該職員の職務の遂行上の特別の事情を勘案して、当該職員の他の職への降

任等により公務の運営に著しい支障が生ずると認められる事由として条例で定める事由

(2) 当該職員の職務の特殊性を勘案して、当該職員の他の職への降任等により、当該管理監督職の欠員の補充が困難となることにより公務の運営に著しい支障が生ずると認められる事由として条例で定める事由

- 2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（一略一）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、条例で定めるところにより、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（一略一）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。
- 3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（一略一）に属する管理監督職を占める職員について、当該職員の他の職への降任等により、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の欠員の補充が困難となることにより公務の運営に著しい支障が生ずると認められる事由として条例で定める事由があると認めるときは、条例で定めるところにより、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。
- 4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間（一略一）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（一略一）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（一略一）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、条例で定めるところにより、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。
- 5 前各項に定めるもののほか、これらの規定による異動期間（一略一）の延長及

び当該延長に係る職員の降任又は転任に関し必要な事項は、条例で定める。

第28条の6 職員は、定年に達したときは、定年に達した日以後における最初の3月31日までの間において、条例で定める日（一略一）に退職する。

2 前項の定年は、国の職員につき定められている定年を基準として条例で定めるものとする。

第28条の7 任命権者は、定年に達した職員が前条第1項の規定により退職すべきこととなる場合において、次に掲げる事由があると認めるときは、同項の規定にかかわらず、条例で定めるところにより、当該職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、当該職員を当該定年退職日において従事している職務に従事させるため、引き続き勤務させることができる。一略一

(1) 前条第1項の規定により退職すべきこととなる職員の職務の遂行上の特別の事情を勘案して、当該職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずると認められる事由として条例で定める事由

(2) 前条第1項の規定により退職すべきこととなる職員の職務の特殊性を勘案して、当該職員の退職により、当該職員が占める職の欠員の補充が困難となることにより公務の運営に著しい支障が生ずると認められる事由として条例で定める事由

2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、条例で定めるところにより、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該職員に係る定年退職日（一略一）の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 前2項に定めるもののほか、これらの規定による勤務に関し必要な事項は、条例で定める。

第29条

4 職員の懲戒の手續及び効果は、法律に特別の定めがある場合を除くほか、条例で定めなければならない。

第58条の2 任命権者は、次条に規定するもののほか、条例で定めるところにより、毎年、地方公共団体の長に対し、職員（一略一）の任用、人事評価、給与、

勤務時間その他の勤務条件、休業、分限及び懲戒、服務、退職管理、研修並びに福祉及び利益の保護等人事行政の運営の状況を報告しなければならない。

附 則

- 2 1 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第28条の6第2項の条例で定める定年に関しては、国の職員につき定められている当該期間における定年に関する特例を基準として、条例で特例を定めるものとする。
- 2 3 任命権者は、当分の間、職員（一略一）が条例で定める年齢に達する日の属する年度の前年度（当該前年度に職員でなかつた者その他の当該前年度においてこの項の規定による情報の提供及び意思の確認を行うことができない職員として条例で定める職員にあつては、条例で定める期間）において、当該職員に対し、条例で定めるところにより、当該職員が当該条例で定める年齢に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

地方公務員法の一部を改正する法律

附 則

第3条

- 2 前項に定めるもののほか、施行日から令和14年3月31日までの間における新地方公務員法第22条の4及び第22条の5の規定の適用に関し必要な経過措置は、令和3年国家公務員法等改正法附則第3条第2項の規定を基準として、条例で定めるものとする。
- 8 前3項に定めるもののほか、施行日から令和14年3月31日までの間における新地方公務員法第28条の7第1項若しくは第2項の規定又は第5項若しくは第6項の規定による勤務に関し必要な経過措置は、令和3年国家公務員法等改正法附則第3条第9項の規定を基準として、条例で定めるものとする。

外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律（昭和62年法律第78号）

第2条 任命権者（一略一）は、地方公共団体と外国の地方公共団体との間の合意

若しくはこれに準ずるものに基づき又は次に掲げる機関の要請に応じ、これらの機関の業務に従事させるため、条例で定めるところにより、職員（条例で定める職員を除く。）を派遣することができる。

地方公務員の育児休業等に関する法律

第2条 職員（第18条第1項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員、臨時的に任用される職員その他その任用の状況がこれらに類する職員として条例で定める職員を除く。）は、任命権者（一略一）の承認を受けて、当該職員の子（一略一）を養育するため、当該子が3歳に達する日（一略一）まで、育児休業をすることができる。一略一

第10条 職員（非常勤職員、臨時的に任用される職員その他これらに類する職員として条例で定める職員を除く。）は、任命権者の承認を受けて、当該職員の小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、当該子がその始期に達するまで、常時勤務を要する職を占めたまま、次の各号に掲げるいずれかの勤務の形態（一略一）により、当該職員が希望する日及び時間帯において勤務すること（一略一）ができる。一略一

公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）

第2条 任命権者（一略一）は、次に掲げる団体のうち、その業務の全部又は一部が当該地方公共団体の事務又は事業と密接な関連を有するものであり、かつ、当該地方公共団体がその施策の推進を図るため人的援助を行うことが必要であるものとして条例で定めるもの（以下この項及び第3項において「公益的法人等」という。）との間の取決めにに基づき、当該公益的法人等の業務にその役職員として専ら従事させるため、条例で定めるところにより、職員（条例で定める職員を除く。）を派遣することができる。

議案第167号

職員の給与に関する条例等の一部改正について

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年12月5日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与に関する条例(昭和49年東広島市条例第11号)の一部を次のように改正する。

第24条第2項第1号中「加算した額に」の右に「、6月に支給する場合には」を、「100分の95」の右に「を、12月に支給する場合には100分の105」を加え、同項第2号中「勤勉手当基礎額に」の右に「、6月に支給する場合には」を、「100分の45」の右に「を、12月に支給する場合には100分の50」を加える。

別表第1再任用職員以外の職員の部1の項から87の項までを次のように改める。

1	150,100	198,500	234,400	266,000	290,700	319,200	362,900	408,100
2	151,200	200,300	236,000	267,700	292,900	321,400	365,500	410,500
3	152,400	202,100	237,500	269,200	295,000	323,700	367,900	413,000
4	153,500	203,900	239,000	271,000	297,000	325,900	370,500	415,400
5	154,600	205,400	240,300	272,700	298,800	328,100	372,400	417,300
6	155,700	207,200	241,900	274,500	300,800	330,100	374,900	419,600
7	156,800	209,000	243,400	276,300	302,600	332,300	377,200	421,700
8	157,900	210,800	244,900	278,300	304,200	334,500	379,700	423,900
9	158,900	212,400	246,000	280,200	306,100	336,400	382,100	425,900
10	160,300	214,200	247,500	282,200	308,400	338,600	384,800	428,000
11	161,600	216,000	249,000	284,100	310,600	340,600	387,400	430,100

12	162,900	217,800	250,300	286,000	312,900	342,800	390,100	432,200
13	164,100	219,200	251,800	287,900	315,000	344,600	392,500	433,900
14	165,600	221,000	253,000	289,700	317,100	346,600	394,800	435,700
15	167,100	222,700	254,300	291,200	319,300	348,600	397,000	437,700
16	168,700	224,500	255,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700
17	169,800	226,100	256,800	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600
18	171,200	227,800	258,200	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400
19	172,600	229,400	259,600	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200
20	174,000	230,900	261,100	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900
21	175,300	232,200	262,700	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700
22	177,800	233,800	264,400	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200
23	180,300	235,400	266,000	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600
24	182,800	236,900	267,600	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100
25	185,200	237,900	269,400	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500
26	186,900	239,400	271,200	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800
27	188,500	240,700	272,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100
28	190,200	241,900	274,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300
29	191,700	243,100	276,200	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300
30	193,400	244,100	277,900	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000
31	195,200	245,100	279,700	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800
32	196,900	246,100	281,200	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500
33	198,500	247,200	282,400	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200
34	199,900	248,100	284,100	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000
35	201,400	249,000	285,700	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700
36	202,900	250,000	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300
37	204,200	250,900	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800
38	205,500	252,200	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400
39	206,700	253,400	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000
40	208,000	254,700	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600
41	209,300	256,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100
42	210,600	257,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600
43	211,900	258,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000
44	213,200	259,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300
45	214,300	260,900	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600
46	215,600	262,100	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000	
47	216,900	263,400	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400	
48	218,200	264,500	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100	
49	219,200	265,600	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600	
50	220,300	266,600	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000	
51	221,300	267,800	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400	
52	222,300	268,900	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800	
53	223,300	269,900	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200	

54	224,200	270,900	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600
55	225,100	272,000	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000
56	226,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300
57	226,300	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600
58	227,100	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000
59	227,800	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300
60	228,500	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600
61	229,200	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900
62	230,000	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100	
63	230,700	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400	
64	231,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700	
65	231,900	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000	
66	232,500	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300	
67	233,100	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600	
68	233,800	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900	
69	234,500	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100	
70	235,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400	
71	235,600	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700	
72	236,300	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000	
73	237,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200	
74	237,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500	
75	238,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800	
76	238,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000	
77	239,300	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200	
78	240,000	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500	
79	240,700	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800	
80	241,200	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000	
81	241,700	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200	
82	242,300	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500	
83	242,900	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800	
84	243,400	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000	
85	243,900	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200	
86	244,500	292,400	339,500	378,200	391,300		
87	245,100	292,700	340,000	378,600	391,600		

別表第2再任用職員以外の職員の部1の項から83の項までを次のように改める。

1	174,500	190,200	215,100	254,900	296,300	321,300	347,600
2	176,200	191,900	217,100	256,700	298,100	323,500	349,800
3	178,000	193,700	219,100	258,500	299,900	325,600	352,100
4	179,700	195,500	221,100	260,300	301,900	327,600	354,300
5	181,100	197,300	223,100	262,000	303,600	329,700	356,300

6	183,000	199,400	224,900	263,800	305,500	331,500	358,400
7	184,800	201,600	226,900	265,400	307,500	333,200	360,600
8	186,700	203,800	228,800	267,100	309,600	334,800	362,800
9	188,300	205,800	230,900	268,200	311,400	336,500	364,500
10	190,000	208,100	232,700	269,700	313,600	338,800	366,700
11	191,700	210,600	234,500	271,000	315,700	341,000	368,700
12	193,400	212,900	236,300	272,200	317,700	343,300	370,900
13	195,100	214,900	238,100	273,500	319,700	345,300	372,700
14	197,100	216,700	240,000	274,800	321,600	347,400	374,800
15	199,100	218,500	241,900	275,800	323,200	349,600	376,800
16	201,100	220,300	243,800	277,000	324,800	351,700	378,900
17	203,200	222,200	245,300	277,700	326,500	353,700	380,500
18	205,300	223,900	247,100	279,100	328,800	355,700	382,500
19	207,600	225,800	248,900	280,400	330,900	357,700	384,400
20	209,900	227,600	250,700	281,700	333,200	359,800	386,400
21	212,000	229,300	252,300	283,000	335,100	361,500	388,100
22	213,800	231,100	253,600	284,000	337,100	363,500	390,200
23	215,500	232,900	254,800	285,300	339,200	365,300	392,300
24	217,300	234,700	256,100	286,500	341,200	367,400	394,300
25	219,200	236,300	257,300	287,500	343,100	369,100	396,000
26	220,900	238,000	258,500	289,100	345,200	371,100	398,000
27	222,700	239,700	259,800	290,800	347,100	373,100	400,100
28	224,400	241,300	260,900	292,400	349,100	375,100	402,200
29	226,300	242,500	261,800	294,300	350,900	376,900	403,700
30	228,100	244,300	262,800	296,200	353,000	379,000	405,500
31	229,900	246,100	264,000	297,900	354,800	381,100	407,200
32	231,700	247,900	265,000	299,700	356,900	383,100	408,900
33	233,300	249,300	265,500	301,300	358,300	385,000	410,600
34	235,000	250,800	266,700	303,000	360,300	387,100	412,100
35	236,700	252,100	267,700	304,800	362,200	389,200	413,700
36	238,400	253,500	268,700	306,500	364,300	391,100	415,200
37	239,600	254,700	269,500	308,200	366,200	392,800	416,500
38	241,400	256,000	270,400	309,800	368,300	394,300	418,000
39	243,200	257,200	271,400	311,600	370,300	395,600	419,500
40	245,000	258,200	272,200	313,100	372,300	397,000	421,000
41	246,400	259,200	273,200	314,500	374,300	398,200	422,500
42	247,800	260,300	274,300	316,000	376,400	399,300	423,800
43	249,100	261,300	275,300	317,700	378,500	400,300	425,100
44	250,300	262,300	276,100	319,400	380,500	401,300	426,300
45	251,400	262,900	277,200	321,100	382,200	402,500	427,300
46	252,500	264,000	278,600	323,000	383,900	403,700	428,000
47	253,500	264,900	279,900	324,900	385,500	404,800	428,800
48	254,300	266,000	281,300	326,700	387,200	406,000	429,600
49	255,000	266,800	283,000	328,100	388,600	407,300	430,100

50	255,900	267,800	284,700	329,700	389,600	408,100	430,500
51	257,000	268,800	286,200	331,100	390,600	408,900	430,900
52	258,000	269,700	287,600	332,800	391,600	409,600	431,200
53	258,500	270,700	289,000	334,300	392,900	410,100	431,500
54	259,700	271,400	290,600	336,000	394,000	410,800	431,900
55	260,500	272,400	292,200	337,600	395,100	411,500	432,200
56	261,600	273,300	293,700	339,400	396,300	412,100	432,500
57	262,500	274,300	295,100	340,300	397,600	412,800	432,800
58	263,300	275,800	296,700	342,000	398,400	413,200	433,100
59	264,100	277,000	298,400	343,600	399,200	413,800	433,400
60	264,900	278,400	300,000	345,200	399,900	414,400	433,700
61	265,700	279,900	301,400	346,800	400,400	414,800	434,000
62	266,300	281,500	303,000	348,500	401,100	415,400	434,300
63	267,100	282,800	304,600	350,200	401,800	415,900	434,600
64	267,700	284,300	306,100	351,900	402,500	416,400	434,900
65	268,800	285,600	307,400	353,500	402,800	416,900	435,200
66	270,000	286,800	309,100	355,100	403,500	417,500	435,500
67	271,000	288,200	310,500	356,700	404,200	417,900	435,800
68	271,900	289,400	312,200	358,300	404,800	418,400	436,100
69	273,000	290,900	313,600	359,500	405,200	418,800	436,300
70	274,400	292,300	315,000	360,900	405,700	419,100	436,600
71	275,600	293,800	316,300	362,200	406,300	419,400	436,900
72	276,900	295,100	317,800	363,600	406,800	419,700	437,200
73	277,900	296,300	318,500	364,800	407,300	420,000	437,400
74	279,100	297,600	320,100	366,000	407,700	420,300	437,700
75	280,400	298,900	321,600	367,300	408,200	420,600	438,000
76	281,400	300,200	323,300	368,600	408,700	420,900	438,300
77	282,500	301,100	325,100	369,900	409,200	421,100	438,500
78	283,700	302,600	326,800	371,100	409,700	421,400	438,800
79	284,800	303,800	328,400	372,300	410,300	421,700	439,100
80	285,500	305,300	330,000	373,500	410,800	422,000	439,400
81	286,600	306,600	331,700	374,700	411,200	422,200	439,600
82	287,700	308,000	333,400	375,900	411,800	422,500	439,900
83	288,800	309,100	335,000	377,000	412,300	422,800	440,200

第2条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第24条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の95を、12月に支給する場合には100分の105」を「100分の100」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の45を、12月に支給する場合には100分の50」を「100分の47.5」に改める。

(特別職の職員等の給与、旅費等に関する条例の一部改正)

第3条 特別職の職員等の給与、旅費等に関する条例（平成元年東広島市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の215」を「100分の225」に改める。

第4条 特別職の職員等の給与、旅費等に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の225」を「100分の220」に改める。

（東広島市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第5条 東広島市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成26年東広島市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表1の項中「375,000」を「376,000」に改める。

第8条第2項中「100分の162.5」を「、6月に支給する場合には100分の162.5を、12月に支給する場合には100分の167.5」に改める。

第6条 東広島市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「、6月に支給する場合には100分の162.5を、12月に支給する場合には100分の167.5」を「100分の165」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第6条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（以下「新給与条例」という。）及び第5条の規定による改正後の東広島市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「新任期付職員条例」という。）の規定は、令和4年4月1日から、第3条の規定による改正後の特別職の職員等の給与、旅費等に関する条例（以下「新特別職の給与等条例」という。）の規定は、令和4年12月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 新給与条例、新特別職の給与等条例又は新任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の職員の給与に関する条例、第3条の規定に

よる改正前の特別職の職員等の給与、旅費等に関する条例又は第5条の規定による改正前の東広島市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ新給与条例、新特別職の給与等条例又は新任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(提案理由)

国家公務員の一般職の職員の給与の改定に合わせて、一般職の職員の給与の改定を行うとともに、当該一般職の職員の給与の改定に合わせて市議会議員並びに市長、副市長及び教育長の期末手当の支給率の改定を行うため、この条例案を提出するものである。

(根拠法令)

地方自治法（昭和22年法律第67号）

第203条

- ③ 普通地方公共団体は、条例で、その議会の議員に対し、期末手当を支給することができる。
- ④ 議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

第204条

- ② 普通地方公共団体は、条例で、前項の者に対し、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（一略）、へき地手当（一略）、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、災害派遣手当（一略）又は退職手当を支給することができる。
- ③ 給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

地方公務員法（昭和25年法律第261号）

第24条

- 5 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める。

議案第168号

東広島市手数料条例の一部改正について

東広島市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年12月5日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

東広島市手数料条例の一部を改正する条例

東広島市手数料条例（平成12年東広島市条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表第3の58の部当該申請に併せて、登録住宅性能評価機関その他規則で定める機関が発行する都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号の基準に適合することを証する書面の提出があった場合の項区分の欄第2号を削り、同欄第3号中「全体」の右に「（当該建築物が複合建築物（住宅部分及び非住宅部分を有する建築物をいう。以下この項において同じ。）の場合にあつては、当該複合建築物の全体、住宅部分の全体又は非住宅部分の全体）」を加え、同号ア中「前号アからケまで」を「次」に改め、同号アに次のように加える。

- (ア) 1戸のもの 5,000円
- (イ) 2戸以上5戸以下のもの 10,000円
- (ウ) 6戸以上10戸以下のもの 17,000円
- (エ) 11戸以上25戸以下のもの 29,000円
- (オ) 26戸以上50戸以下のもの 48,000円
- (カ) 51戸以上100戸以下のもの 86,000円
- (キ) 101戸以上200戸以下のもの 136,000円
- (ク) 201戸以上300戸以下のもの 172,000円
- (ケ) 301戸以上のもの 184,000円

別表第3の58の部当該申請に併せて、登録住宅性能評価機関その他規則で定める機関が発行する都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号の基準に適合することを証する書面の提出があった場合の項区分の欄第3号を同欄第2号とする。

別表第3の58の部その他の場合の項区分の欄第2号を削り、同欄第3号中「全体」の右に「（当該建築物が複合建築物の場合にあっては、当該複合建築物の全体、住宅部分の全体又は非住宅部分の全体）」を加え、同号ア中「前号アからケまで」を「次」に改め、同号アに次のように加える。

- (ア) 1戸のもの 37,000円
- (イ) 2戸以上5戸以下のもの 74,000円
- (ウ) 6戸以上10戸以下のもの 104,000円
- (エ) 11戸以上25戸以下のもの 146,000円
- (オ) 26戸以上50戸以下のもの 210,000円
- (カ) 51戸以上100戸以下のもの 301,000円
- (キ) 101戸以上200戸以下のもの 408,000円
- (ク) 201戸以上300戸以下のもの 535,000円
- (ケ) 301戸以上のもの 628,000円

別表第3の58の部その他の場合の項区分の欄第3号を同欄第2号とする。

別表第3の61の部当該申請に併せて、規則で定める図書の提出があった場合の項区分の欄第2号中「住戸部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれに定める額（建物全体で認定を受けようとする場合は、当該建物の床面積（共用部分の審査を要しない場合にあつては、共用部分以外の部分の床面積）の合計の区分に応じ、それぞれに定める額）」を「建物全体の床面積（共用部分の審査を要しない場合にあつては、共用部分以外の部分の床面積。以下この項において同じ。）の合計の区分に応じ、それぞれに定める額」に改め、同部その他の場合の項区分の欄第1号中「受けようする」を「受けようとする」に改め、同欄第2号中「住戸部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれに定める額（建物全体で認定を受けようとする場合は、当該建物の床面積（共用部分の審査を要しない場合にあつては、共用部分以外の部分の床面積）の合計の区分に応じ、それぞれに定める額）」を「建物全体の床面積の合計の区分に応じ、それぞれに定める額」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和5年1月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第3の規定は、この条例の施行の日以後にされる申請に係る手数料について適用し、同日前にされる申請に係る手数料については、なお従前の例による。

(提案理由)

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）等の一部改正により、共同住宅等における住戸単位の認定の申請が廃止されたことに伴い、低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査及び建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査に係る手数料の区分を変更し、当該変更後の区分に係る手数料の額を定めるため、この条例案を提出するものである。

(根拠法令)

地方自治法（昭和22年法律第67号）

第228条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。－略－

議案第169号

東広島市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部改正について

東広島市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年12月5日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

東広島市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例

東広島市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例（昭和49年東広島市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（団員の種類及び定数）

第2条 団員の種類は、次のとおりとする。

- (1) 次号に掲げる団員以外の団員（以下「基本団員」という。）
- (2) 市長が定める特定の消防団の職務に従事する団員（以下「機能別団員」という。）

2 団員の定数は、1,637人とする。

第4条第2号中「第6条第1項」を「第8条第1項」に改める。

第16条を第18条とし、第13条から第15条までを2条ずつ繰り下げる。

第12条第1項に次のただし書を加える。

ただし、休団中の団員にあつては、その休団の期間に係る報酬は支給しない。

第12条第2項第7号中「36,500円」を「次に掲げる団員の種類の区分に応じ、それぞれに定める額」に改め、同号に次のように加える。

ア 基本団員 36,500円

イ 機能別団員 12,000円

第12条を第14条とし、第9条から第11条までを2条ずつ繰り下げる。

第8条前段中「出勤し」を「出動し」に改め、同条後段を削り、同条に次のただし書を加える。

ただし、招集を受けない場合であっても、水火災その他の災害（第14条第3項第1号において「災害」という。）を知ったときは、あらかじめ指定するところに従い直ちに出勤し、職務に従事しなければならない。

第8条を第10条とする。

第7条に見出しとして「（処分の手続）」を付し、同条を第9条とする。

第6条の前の見出しを削り、同条の前の見出しとして「（懲戒）」を付し、同条第2項中「1月」を「1日以上6月」に改め、同条を第8条とする。

第5条の2第1項中「年齢65歳」を「次の各号に掲げる団員の種類の区分に応じ、当該各号に定める年齢」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 基本団員 65歳

(2) 機能別団員 70歳

第5条の2第2項中「前項の」を「前項に規定する」に改め、同条を第7条とする。

第5条第2項第1号中「前条各号」を「第4条各号」に改め、同条を第6条とする。

第4条の次に次の1条を加える。

（休団）

第5条 団員は、次に掲げる場合には、団員の身分を保有したまま、休職することができる。

(1) 妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由により、職務に従事することができない場合

(2) 前号に掲げる場合のほか、やむを得ない事由により職務に従事することができない場合

2 前項の規定による休職（以下「休団」という。）の期間は、3年を超えることができない。ただし、任命権者が特別の事由があると認める場合は、その期間を

延長することができる。

- 3 休団をしようとするときは、あらかじめ任命権者に届け出て、その承認を受けなければならない。
- 4 前項の規定は、休団中の団員が復職しようとする場合について準用する。
- 5 休団中の団員については、次条第2項第2号、第10条及び第11条の規定は、適用しない。
- 6 前各項に定めるもののほか、休団の手續に関し必要な事項は、規則で定める。
別表中「第13条関係」を「第15条関係」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第5条第2項に規定する休団（以下「休団」という。）をするため、同条第3項の承認を受けようとする団員は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、規則で定めるところにより、休団について任命権者に届け出ることができる。
- 3 任命権者は、前項の規定による届出があった場合には、施行日前においても、休団について、その承認をすることができる。この場合において、その承認を受けた者は、施行日において改正後の第5条第3項の承認を受けたものとみなす。

(提案理由)

東広島市消防団の団員の種類に、新たに特定の職務に従事する機能別団員を設け、その定年及び報酬を定めるとともに、消防団の職務に従事することができない団員に係る休団制度を設け、停職の処分をすることができる期間を改定するため、この条例案を提出するものである。

(根拠法令)

消防組織法（昭和22年法律第226号）

第23条 消防団員に関する任用、給与、分限及び懲戒、服務その他身分取扱いに関しては、この法律に定めるものを除くほか、常勤の消防団員については地方公務員法の定めるところにより、非常勤の消防団員については条例で定める。

